

様式第 16 の 3（第34条関係）（平13経産令118・追加、平16経産令25・一部改正）

表 面	
6 センチ メートル	電気用品安全法第46条第2項の規定による立入検査等 を行う独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員的身 分証明書 4 センチ メートル 写 真 押 出 ス タ ン プ 第 号 所属 氏名 年 月 日生 年 月 日発行 独立行政法人 製品評価技術基盤機構理事長 印
裏 面	

電気用品安全法（昭和36年法律第 234 号）抜すい

第46条

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第1項又は第2項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

第58条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

七 第46条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者